

厚木市公契約条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市公契約条例（平成24年厚木市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象委託契約の範囲)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき市長が別に定める契約は、次に掲げる契約とする。ただし、条例第 2 条第 5 号に規定する労働者等に該当しない者のみを公契約に係る業務に従事させる受注者と締結する契約を除く。

(1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約

(2) 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約

(3) 給食の調理に関する契約

2 条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき市長が別に定める管理協定は、厚木市立老人憩の家条例（昭和48年厚木市条例第 9 号）第 1 条に規定する厚木市立老人憩の家に係る管理協定を除く管理協定とする。

(契約において定める事項)

第 4 条 条例第 7 条に規定する必要な事項は、別表第 1 に掲げる事項とする。

(労働報酬審議会の委員)

第 5 条 条例第 8 条に規定する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）の委員は、6 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者

(2) 労働者

(3) 学識経験を有する者

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 7 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長等)

第 8 条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に係りのある臨時委員を含む。次項及び第11条において同じ。）の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である委員の各1人以上並びに議事に係りのある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に係り者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、条例主管課で処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(出資法人等)

第14条 条例第9条に規定する出資法人等は、別表第2に掲げる法人とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条から第13条までの規定は、同年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	事 項
1	受注者が条例第6条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、基準額（対象請負契約又は対象委託契約（以下「対象契約」という。）の締結時の労働報酬下限額及び当該労働に従事した時間数を基に市長が別に定める方法により算出した額をいう。以下同じ。）を下回らないこと。
2	受注者は、受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
3	受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間その他市長が別に定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを市長が指定する期日までに市長へ提出すること。
4	受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知すること。 (1) 対象労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 次項の規定による申出をする場合の申出先 (4) 次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
5	対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が基準額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができること。
6	受注者は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにすること。
7	市長は、対象労働者から5の項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。
8	受注者は、受注関係者が1の項、6の項及び7の項の規定を受注者に準じて遵守するよう受注関係者との契約において当該事項を定めること。
9	7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。
10	市長は、7の項の規定による調査等の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めることができること。

11	受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
12	市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第1号に該当する場合は、対象契約が契約であるときは当該対象契約を解除し、対象契約が管理協定であるときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。 (1) 7の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
13	市は、前項の規定による対象契約の解除、取消し又は停止命令によって受注者又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。
14	その他市長が対象契約において定める必要があると認める事項

別表第2(第14条関係)

名 称
公益財団法人厚木市体育協会
公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人厚木市文化振興財団
公益財団法人厚木市環境みどり公社
公益社団法人厚木市シルバー人材センター
社会福祉法人厚木市社会福祉協議会